

基本的な考え方

大学入学共通テストの枠組みにおける新たな英語4技能評価の仕組みについては、対象となる民間の資格・検定試験の結果を大学入試センターが一元的に集約し、要請のあった大学等に対し提供する「大学入試英語成績提供システム」を構築し、このシステムへの参加要件を満たしていることが確認されたものを活用するものとする。

(注)文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針」(平成29年7月13日)では、資格・検定試験をセンターが「認定」としているが、これは法的根拠に基づく認定制度ではない。本要件は、あくまでも成績提供システムに参加するための要件として定めるものである。(資格・検定試験そのものの質や内容を評価するものではない。)

参加要件(骨子)

1. 資格・検定試験実施主体に関する要件

- 法人であること
- 大学入試センターと連絡及び調整等を行うことができる日本国内の拠点の常設
- 継続性のある組織・経営体制
- 個人情報に関するセキュリティ管理体制の整備

2. 資格・検定試験に関する要件

- 資格・検定試験の実施実績
 - ・ 日本国内における2年以上の実施実績
 - ・ 高校生の受検実績、大学入学者選抜における活用実績
- 資格・検定試験の内容・実施体制
 - ・ 英語4技能全ての偏りのない評価
 - ・ 高等学校学習指導要領との整合性
 - ・ CEFRとの対応関係、その根拠となる検証方法及び研究成果等の公表・検証体制の整備
 - ・ 毎年度4月から12月までの間での複数回の試験実施
 - ・ 原則、毎年度全都道府県での試験実施
 - ・ 経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることの公表
 - ・ 障害等のある受検生への合理的配慮をしていることの公表
 - ・ 試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表
 - ・ 採点の質を確保するための方策の公表
 - ・ 不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方策の公表
- データの管理・提供
 - ・ 本システムで活用可能な時期・方法等での大学入試センターへのデータ提供

3. 情報公開、第三者評価等の要件

- 第三者機関による評価又は第三者が参画する厳格な自己評価の実施
- 本参加要件に係る情報の公表

4. その他

- 成績提供システムへの参加に当たっては、別に定める協定書等を遵守すること
- 本参加要件及び協定書等で約する内容が満たされなくなった場合には、速やかに改善案の提出、状況の公表を行うこと(改善されない場合は、必要に応じ当該試験について参加を取り消すものとする。)